

平成19年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成19年9月19日(水曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第48号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第49号 教育委員会委員の任命について
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第44号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第8 議案第45号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第46号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第47号 平成19年集中豪雨等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 第11 議案第50号 土地の取得について
- 第12 認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第2号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第3号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第4号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第5号 平成18年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
- 第18 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（1名）

6番 松浦啓博君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	山田日出夫君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	小野茂君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	佐藤明美君
社会教育課業務監	上野敏夫君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	菅野宏君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成19年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告いたします。今定例会中、松浦啓博議員から欠席の届出が出ております。したがって、9名の出席であります。

また、田古選挙管理委員長から今定例会中、欠席する旨の報告がありました。

さらに、社会教育課の佐藤課長から本日の午後と明日1日欠席する旨の報告がありました。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ちまして、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が7件、諮問が1件、認定が6件であります。その他、請願が1件、報告が2件であります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、9番、川村進君、10番、小林一甫君、2番、西山由美子君、3番、上原豊茂君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

今日、少し議場の中、蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可しますので、説明員の方もよければ上着を脱いで進めてください。

行政報告

議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長からお許しをいただきました行政報告に先だちまして、私のほうから本定例会招集にあたってのご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会をご招集申し上げましたところ、9名の議員の皆様のご出席をいただき、あらためて厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案しています概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、人事案件についてでございますけれども、教育委員会委員1名が本年9月30日をもちまして任期満了に、また、1名が退任することから教育委員2名の選任についてご同意をいただきたく提案をさせていただいております。

また、12月31日で任期満了を迎える人権擁護委員1名の推薦につきましては、議会のご意見を賜りたいと存じます。

次に、各会計補正予算案についてでございますけれども、一般会計につきましては、総額で954万5,000円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容につきましては、総務費では、寄付に伴う「各種基金積立金」などを。民生費では、「重度心身障害者医療費助成事業」や「自立支援サービス事業」の経費などを。

衛生費では、「留辺蘂町外2町一般廃棄物広域処理負担金」の減額などを。消防費では、重油タンク設置に伴う経費を。災害復旧費では、「河川災害復旧事業」の経費を計上させていただいております。

また、国民健康保険事業特別会計につきましては、「国庫支出金返還金」など、総額で1,660万5,000円の追加補正をさせていただきます。

また、介護保険事業特別会計につきましては、「国庫支出金等返還金」、さらに総額で1,719万8,000円の追加補正を提案させていただいております。

条例の制定につきましては、6月から8月にかけて発生した集中豪雨や降雹による被害者に対する町税を減免するため、「平成19年集中豪雨等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定」につきまして提案させていただいているところでございます。

また、北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算によりまして、鉄道用地等の土地の譲渡に伴う「土地の取得について」議会の議決をいただきたく存じます。

最後に「平成18年度訓子府町各会計決算」につきまして、本年度からは会計ごとに議会の認定をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から、あるいは本定例会から7月1日の機構改革に伴う業務監の増に伴いまして、実質的に各課業務監が説明員として一般質問などで説明に立つこととなりますけれども、あらためて、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております行政報告について申し上げます。

今定例会の行政報告につきましては、2点ございます。1点目は、一般寄付金について

でございます。2点目は、商工費指定給付金についてでございます。

8月14日に、一般寄付金がございましたのでご報告を申し上げます。

昭和25年に創業され、同32年に太平洋炭礦資本の新会社に移行して50周年を迎えられたのを記念し、訓子府石灰工業株式会社様から500万円のご寄付をいただいたものでございます。

訓子府石灰工業株式会社様は、議員各位もご存知のとおり北見地方を代表する地元の優良企業として発展を続けられ、設備投資や新製品の開発等を通じて、本町及びこの地方の産業発展に大きく貢献されているところでございます。

今回のご寄付にあたりまして、畦田社長様から「町民の皆様は50年間支えられてきました。地域とともに歩む企業として、感謝と恩返しの気持ちです。本町の発展のためにお役立てください」とお話があったところでございます。

あらためまして、訓子府石灰工業株式会社様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に補正予算の提案をさせていただいておりますのでよろしく願いいたします。

次に、2点目の商工費指定寄付金でございます。8月31日、商工費指定寄付金がございましたのでご報告申し上げます。

大町にお住まいの小澤フジ子様が訪問され、「町の商工振興事業に役立てください」と100万円のご寄付をされました。

これは、ご主人であります故小澤男也様が訓子府町議会議員等として、長く地方自治の育成発展に寄与された功績が高く評価され、5月24日旭日単光章を受章されたのを記念してのご寄付でございます。

故小澤男也様のご功績にあらためて敬意を表しますとともに、ご遺族のご厚意に心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立て有効に活用させていただくため、この点につきましても本定例会に補正予算を提案させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第48号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第48号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（菊池一春君） 議案第48号 教育委員会委員の任命につきまして、人事案件でございますので私からご説明を申し上げます。議案書の20ページでございますけれども、現在教育委員であります飯田洋司氏がこの9月30日をもちまして任期満了となります。

飯田氏につきましては、平成11年10月1日から教育委員としてご活躍いただきおまして、引き続き任命させていただきたくご同意をお願いするものでございます。

飯田氏の経歴につきましては、議員の皆様もご存知のことと存じますが、あらためて簡単にご紹介申し上げます。

飯田氏は、昭和21年生まれの現在61歳で穂波にお住まいでございます。昭和41年に訓子府高等学校をご卒業され、その後、家業の農業に従事され現在に至っております。現在まで訓子府高等学校同窓会長、町の子ども会育成連絡協議会長、青少年対策協議会副会長、社会教育委員、さらに実践会連絡協議会副会長などを、主に教育関係を中心に役職を歴任され、社会教育や学校教育に大変なご尽力をされ、また教育委員としても2期8年間職務を全うされております。そのようなことから適任者と考えていますので、飯田洋司氏の教育委員任命についてご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成19年10月1日から平成23年9月30日までの4年間でございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第49号

議長（橋本憲治君） 日程第5、議案第49号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

山田総務課長は、地方自治法117条の規定により、除斥の対象となりますので退席をお願いいたします。

（山田総務課長退席）

議長（橋本憲治君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（菊池一春君） 議案第49号 教育委員会委員の任命につきまして、議会のご同意をいただきたいと存じますが、人事案件でございますので、この点につきましても私からご説明を申し上げ、ご理解をいただきたいと存じます。あらためて議案書の21ページ

でございます。

3期8年5ヵ月の長きにわたり、教育長としてご尽力をいただきました小野茂氏が任期を1年残してこの9月30日をもちましてご勇退されることになりました。

小野氏の教育長及び町職員としての長年の多くの実績に対しまして、あらためまして、この場をお借りし感謝と敬意を表するものでございます。

小野氏の辞職を受けまして、教育委員の任命につきましては、新たに山田日出夫氏を任命いたしたくご提案申し上げ、議会のご同意を賜りたいと存じます。

山田日出夫氏のご経歴につきまして、簡単にご紹介をいたします。

山田氏は、昭和27年のお生まれで満55歳、穂波に在住でございます。皆さんもご存知のとおり、現総務課長でございます。昭和46年3月に法政大学法学部中退の後、同10月の採用以来、平成12年税務管財課長、同14年行政改革室長などを歴任し、同15年の総務課長就任以来、現在に至っております。この間、電子計算センター協議会の共同設置運営を皮切りに、福祉・税務・行革・総務などを担当してまいりました。また、平成8年に自治大学校第117期を卒業しているほか、現在は網走支庁管内町村会職員研修運営協議会会長及び中級職員研修や監督者研修の講師を委任されるなど、管内的な活動もされております。

山田日出夫氏は、教育委員会の勤務経験はございませんけれども、町職員としての最年長でもありますし、課長歴任期間も最も長く、こうした行政経験などを生かして教育委員として適任と考えますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの前教育委員残任期間の1年でございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） この人事案件については、任命権者は町長でありますので、この山田日出夫氏についての異議申立てをする考えはありませんが、また氏の町職員としての職歴は今紹介ありましたように、評価に値すると認識しているところであります。今の教育行政は、ゆとり教育の見直し、関連法案の改正等々も含め大転換期を迎えている。そういう点で考えますと、小野教育長の勇退というのは非常にこれからの教育行政、訓子府町における教育行政に対する危惧を感じるところであります。そういう点からしますと、先ほど説明にありましたように、教育行政について全く関知したことがないという山田氏に対して、これからの学校教育、社会教育、非常に広範囲における人とのふれあいの中で一抹の不安を感じるところであります。

教育関係については、人との関わり方というのが重大なポイントになってくるかというふうに思うわけであります。そういう点をして考えますと、彼の今までの言動を振り返るとき、先ほども申し上げましたように、この大きな転換期にどういう姿勢で臨むのかというところを心配するところであります。

また、当然これからのそういう体制に対して、しっかりと基本的な姿勢を持って自らを

律しながら教育行政に携わっていただけるものというふうに思いますけれども、時として即断、英断をしなければならないということもあります。人の話をしっかり聞き取らなければならないということがあります。この点については、現小野教育長のアスベストに関する対策判断、また教員・教育現場との人との関わりというものは、私の目からは高く評価しているところであります。それらをして、今までの山田氏の言動を、先ほども申し上げましたように振り返りますと一抹の不安を感じるというところがございます。そういう点で、しっかりと教育に対する取り組みをしていくということを心配しなくてもいいのかどうか、その辺についての町長の考えを確認したいと思いますし、また勇退される小野現教育長については、これからの今申し上げましたような大転換期ということもあります。これからの町の教育行政の育成に対して、今までの広範囲にわたる実績を踏まえてアドバイスをお願いしたいというふうにお願いをして、私の発言とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 非常に厳しい教育行政、国の教育制度の改革も含めて、さらには地元で申しますと訓子府高等学校の学級減や、あるいは状況によっては配置をしなくなる等の状況もございますし、さらには教職員の勤務評定等々の実施と教育行政をめぐる状況は議員のご指摘のとおり大変厳しいものがあると私自身も認識いたしておりますし、その点で申しますと、提案説明でも申し上げましたとおり、3期8年5ヵ月の小野教育長の現在のご勇退につきましては、私自身も大変ある意味では苦渋の選択をせざるを得なかったというのが本心でございます。その点で申しますと、どなたが新しい教育長になりましても、小野教育長のような行政が当面即座に推進することができるかどうかということは、私自身もいささか不安もあるのは事実でございますけれども、しかし、教育長はある意味で一般行政からの独自性と、同時に町民の代表でございます教育委員の合意によって成立するものでございますから白崎委員長はじめ、さらには議員各位のご指導やご助言をいただきながら、この厳しい状況を山田日出夫氏は乗り切っていただけるということで、ご推挙を申し上げた次第でございます。

議員各位におかれましては、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 上原議員、反対討論というのはいいのですね。

そのほかご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

（山田総務課長入場）

諮問第1号

議長（橋本憲治君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（菊池一春君） 議案書の26ページをお開きください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人事案件でございますので、私からご説明を申し上げます。

すでに、議案書に名前を記載しておりますけれども、町内旭町の岩城道尚さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたいと存じます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条の規定によりまして議会の皆様のご意見いただくわけでございますけれども、現在本町には2名の人権擁護委員が委嘱されております。その内の1人でありまして岩城道尚さんの任期につきましては、平成19年12月31日をもって任期満了となります。引き続き、岩城道尚さんを人権擁護委員として推薦させていただきたくご意見をお願いするものでございます。

岩城氏につきましては、議員の皆様はよくご存知のことと存じますが、ここで簡単に経歴を紹介させていただきます。

岩城道尚さんは、旭町にお住まいで、昭和17年2月のお生まれで現在65歳でございます。学校卒業後は、昭和35年に町職員として採用され、以来、平成14年までの42年間職員としてご活躍をいただきました。退職後は、訓子府町高齢者勤労センター所長を2年間勤められたほか、平成16年からは行政書士としても現在ご活躍いただいている方でございます。人権擁護委員としましては、平成17年1月から現在までの3年間、その使命を自覚し常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の習得に努められ、積極的にその職務を遂行して参っているところでございます。現在は、北見人権擁護委員協議会常務委員としてご活躍をされております。

なお、任期につきましては、平成20年1月1日から平成23年12月31日まで、3年間でございます。

以上、岩城道尚氏に対するご推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回までになっております。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより諮問第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第50号

議長(橋本憲治君) この際、日程第7、議案第44号、日程第8、議案第45号、日程第9、議案第46号、日程第10、議案第47号、日程第11、議案第50号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第44号から順次説明願います。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第44号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように、954万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ41億9,384万1,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、後ほど5ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

1ページに戻りまして、第2条では、地方債の変更及び追加について、第2表、地方債補正のとおりとすることを規定してございます。

ここで3ページの第2表、地方債補正の表をご覧いただきたいと思っております。上の表は、先にご決定をいただいている地方債について限度額を変更しようとするものであります。まず、道営訓子府南部地区畑総事業につきましては、過疎債の対象工種の事業費増に伴う限度額の増額であり、その下の臨時財政対策債については、普通交付税の確定に伴い起債限度額が確定しましたので、増額しようとするものでございます。

なお、通常の起債は10万円単位でございますけれども、この臨時財政対策債については実質的な普通交付税でありますことから、本年度より端数も含め借入できることに改められましたので、1,000円単位での変更となっております。

次に、下の表は新たに追加する起債であり、本年8月7日の集中豪雨により被災したタンノム川と山林側の災害復旧の財源とするため、公共土木施設単独災害復旧事業分として190万円を追加しようとするものでございます。

続きまして、4ページの歳入歳出予算補正、事項別明細書の歳入について説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

続きまして、8ページにつきましては、補正後の地方債の現在高見込みに関する調書がありますが、一番右下の下から3行目にありますように、平成19年度末の現在高見込額は69億2,551万6,000円となっております。

以上、総額954万5,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 議案書の9ページをお開きください。

議案第45号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明させていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,660万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,799万円とするものであります。

次に、10ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、11ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

はじめに、11ページの歳入について説明させていただきます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

以上、平成19年度国民健康保険事業特別会計の補正予算について、この提案説明させていただきましたが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の13ページをお開き願います。

議案第46号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,719万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,799万8,000円とするものであります。

次に、14ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては、15ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

15ページの歳入から説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

以上、平成19年度介護保険事業特別会計の補正予算につきまして、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 議案書の17ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第47号 平成19年集中豪雨等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について、提案内容のご説明をいたします。

災害被害者に対する町税の減免につきましては、町税条例の中にもそれぞれ規定が設けられておりますが、災害が地方公共団体の区域内に広範囲に発生した場合に、その都度条例を定め減免することが適当であるという通達があります。

今回の条例制定につきましては、今年6月22日及び7月26日に発生しました降雹及び集中豪雨等による農作物等への被害によるもので、災害被害者の救済対策の一環としてしようとするものでございます。

また、今後本年中にこれらの災害に類する農業災害が発生した場合にも該当するものでございます。

減免額につきましては、被害者が納付すべき本年度分の税額のうち、災害を受けた日以

後に納期限が到来するものについて基準を設け減免措置を講ずるものでございます。

条例の内容につきましては、議案書 18 ページでご説明いたします。

平成 19 年集中豪雨等による被害者に対する町税の減免に関する条例。

第 1 条は、災害減免の特例でございます。「集中豪雨等による被害者に対して課する平成 19 年度の町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほかこの条例の定めるところによる」ということでございます。

第 2 条は、町民税の減免についてです。「集中豪雨等により平成 19 年中において収穫すべき農産物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農産物による収入額の 10 分の 3 以上あるもので、前年中の地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに対しては、平成 19 年度分の農業所得に係る町民税所得割の額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する」ものです。

この中で損失額の合計では、農業災害補償法、農作物の共済金のことでございます。支払われた金額を除くこととしております。

また、平年における当該農作物の収入額については、過去 5 年間の最高と最低を除いた 3 年分の平均を取ることとしております。

さらに、合計所得金額が 1,000 万円以下であるものが対象となっておりますが、農業所得以外の所得が 400 万円を超える場合は除かれることとなっております。

軽減又は免除の割合については、表をご覧くださいと思います。

第 3 条は、固定資産税の減免についてです。「その者の所有にかかる固定資産につき集中豪雨等により損害を受けたものに対しては、平成 19 年度分固定資産税のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する」ものでございます。

第 1 号は土地、第 2 号は家屋、第 3 号は償却資産となっており、償却資産については家屋に準じて行うこととしております。

第 4 条は、国民健康保険税の減免についてです。内容は町民税と同様としておりますが、前年中の合計所得金額の 1,000 万円以下については、その世帯に属する国民健康保険被保険者全員分の合計所得金額になっていることです。

第 5 条については、申請方法について。

第 6 条は、虚偽や不正な行為があった場合の取消のできることの規定としております。

附則では、1 号は、この条例は、公布の日から施行するものであり、第 2 号は、平成 2 年に制定した条例を廃止するものでございます。

以上、平成 19 年集中豪雨等による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定についてご説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） ここで午前 11 時 10 分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

議案第50号からの説明でございます。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案第50号について、説明申し上げます。議案書の22ページをお開きください。

議案第50号 土地の取得について。

次の土地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記以下であります。1の所在及び面積は、次の23ページ以降に別紙により不動産の表示を行っております。ここに所在、地番、地目、地積について記載をしておりますが、25ページの一番下に訓子府町の対象地合計104筆で33万2,101.16㎡でございます。

戻りまして、2の取得予定価格は、3,171万円。

3の取得目的は、北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算による、土地等の処分に係る一括譲渡。

4の契約の相手は、北見市大通西1丁目5番4、北海道ちほく高原鉄道株式会社、代表清算人、伊藤昌博でございます。

なお、この取得につきましては、8月の第2回臨時町議会において、公有財産購入費として予算措置を行い予算化したもので、北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算による、土地等の処分に係る一括譲渡として、取得しようとするものです。

以上、議案第50号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第50号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

議長（橋本憲治君） この際、日程第12、認定第1号、日程第13、認定第2号、日程第14、認定第3号、日程第15、認定第4号、日程第16、認定第5号、日程第17、認定第6号は関連いたしますので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。認定第1号から順次説明をお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 認定第1号について、説明を申し上げます。議案書の27ページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の既定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところであり

ますが、本年8月8日付文書をもって監査委員から別冊のとおり、平成18年度訓子府町各会計決算の審査意見をいただきました。このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議長（橋本憲治君） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時18分

議長（橋本憲治君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） それでは、一般会計の決算の概要から説明を申し上げます。別冊で配付しております平成18年度訓子府町各会計決算報告書の1ページをご覧くださいと思います。

この表は、会計別決算額の総括表であります。一般会計では決算額（B）欄にありますように、歳入43億7,828万9,325円、歳出43億10万8,292円となっており、収支差引残額は7,818万1,033円となっております。

この剰余金につきましては、備考欄に記載してありますとおり、このうち6,000万円を財政調整基金に決算積み立てをし、残り1,818万1,033円を翌年度に繰り越してございます。この繰越額の中には、6月の定例会で報告させていただきました繰越明許費の一般財源の繰越額290万8,000円が含まれております。

なお、別冊で配付しております平成18年度訓子府町各会計決算の審査意見につきましてはご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上が、平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 認定第2号について、説明申し上げます。議案書の28ページをお開きください。

認定第2号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月8日付文書をもって監査委員から別冊のとおり、平成18年度訓子府町各会計決算の審査意見をいただきました。このことを受け、地方自治法の規定に基づき、平成18年度の国民健康保険事業特別会計の決算について、議会の認定をお願いするものであります。

ここで国民健康保険事業特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております平成18年度訓子府町各会計決算報告書の1ページの国民健康保険事業特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（Ｂ）欄、歳入８億６，８２９万３，０７９円、歳出８億５，０１２万３，８４８円となっており、備考欄に記載のとおり、この収支差引残額１，８１６万９，２３１円のうち、１，８１６万９，０００円を財政調整金に決算積み立てをし、残り端数でございます２３１円を翌年度に繰り越しております。

なお、別冊で配付しております平成１８年度訓子府町各会計決算の審査意見につきましてはご覧いただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成１８年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第３号について、説明申し上げます。議案書の２９ページをお開きください。

認定第３号 平成１８年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成１８年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づきまして、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成１８年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、本年５月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年８月８日付文書をもって監査委員から別冊のとおり、平成１８年度訓子府町各会計決算の審査意見をいただきました。このことを受け、地方自治法の規定に基づき、平成１８年度の老人保健特別会計の決算について、議会の認定をお願いするものであります。

ここで老人保健特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております平成１８年度訓子府町各会計決算報告書の老人保健特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。報告書の１ページでございます。

決算額（Ｂ）欄、歳入７億７，４６０万８，２０２円、歳出７億５，１１３万１，４４０円となっており、備考欄に記載のとおり、この収支差引残額２，３４７万６，７６２円を国及び道の負担金などの返還金に充てるため、全額翌年度に繰り越しております。

なお、別冊で配付しております平成１８年度訓子府町各会計決算の審査意見につきましてはご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成１８年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 認定第４号について、ご説明を申し上げます。議案書の３０ページでございます。

認定第４号 平成１８年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成１８年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成１８年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年５月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年８月８日付文書をもって監査委員から別冊のとおり、平成１８年度訓子府町各会計決算の審査意見をいただきましたので、地方自治法の規定に基づきまして、議会の認定をお願いするものであります。

ここで介護保険事業特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております平成18年度訓子府町各会計決算報告書の1ページ、上から4段目でございますけれども、介護保険の欄をご覧いただきたいと思います。

介護保険事業特別会計では、決算額(B)欄にありますように、歳入3億7,691万7,735円、歳出3億5,424万5,750円となっており、収支差引残額は2,267万1,985円となっております。この剰余金につきましては、備考欄に記載のとおり、このうち681万2,000円を介護給付費準備基金に積み立てをし、残り1,585万9,985円を国庫支出金等の返還金に充てるため、翌年度に繰り越しをしております。

なお、別冊で配付しております平成18年度訓子府町各会計決算の審査意見につきましてはご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上が、平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 認定第5号について、説明申し上げます。議案書の31ページをお開きください。

認定第5号 平成18年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成18年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成18年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月8日付文書をもって監査委員から別冊のとおり、平成18年度訓子府町各会計決算の審査意見をいただきました。このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで下水道事業特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております平成18年度訓子府町各会計決算報告書の1ページをご覧いただきたいと存じます。この1ページの一番下に下水道会計の決算が載っております。

この表は、会計別決算の総括表であります。下水道事業特別会計では、決算書(B)欄にありますように、歳入2億3,474万3,940円、歳出2億3,474万3,940円となっており、収支差引残額は0円となっております。これにつきましては一般会計からの繰入金で、財源調整を行ったことによるものでございます。

なお、別冊で配付しております平成18年度訓子府町各会計決算の審査意見につきましてはご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成18年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(橋本憲治君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) 認定第6号について、説明申し上げます。議案書の32ページをお開きください。

認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定について。

平成18年度訓子府町水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定に基

づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

それでは、平成18年度訓子府町水道事業会計の決算について、お手元のA4版、水色の表紙、これでございますけれども、水色の表紙の決算書で概要を説明させていただきます。決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収入につきましては、営業収益と営業外収益を合わせた水道事業の収益でございますが、1億9,854万7,331円の決算でございます。支出につきましては、営業費用と営業外費用を合わせた2億733万7,508円の決算となっております。このうちの消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございますが、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

なお、平成18年度の支払消費税の額が大よそ455万円ということでございます。

次の2ページをお開きください。資本的収入及び支出の状況でございます。まず、収入では企業債と他会計補助金を合わせた資本的収入につきまして、1,257万858円の決算でございます。支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出でございますけれども、8,307万140円の決算でございます。

なお、収支差引で不足する7,049万9,282円につきましては、欄外の一歩下、カッコ書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金6,936万3,432円と当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額113万5,850円で補てんしたものであります。

次の3ページでございます。これは1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。まず、1の営業外収益から2の営業外費用を差し引いた営業損失でございますが、平成18年度921万3,402円でございます。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額、513万2,311円の支出超過となっております。また、この営業損失921万3,402円に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた収支超過額513万2,311円を合わせた経常損失でございますけれども、1,434万5,713円でございます。当年度の純損失でございます。1,434万5,713円のいわゆるこの額が赤字決算ということになります。前年度の繰越欠損金1,092万4,718円に、当年度の純損失を加えますと2,527万431円が平成18年度末の欠損金となるものでございます。

次の4ページをお開きください。4ページから6ページでございますが、これは企業会計の決算の状況を表したものでございますので、後ほどご覧をいただくこととし説明を省略させていただきます。

次に、7ページから15ページでございますが、これにつきましては事業報告書でございます。16ページから20ページまでは科目ごとの決算額でございますし、21ページは固定資産の明細書でございます。22ページ、23ページは企業債明細書となっておりますが、関連して24ページに償還額と未償還残高を資料として追加させていただきました。

以上が、平成18年度訓子府町水道事業会計の決算について、概要を説明させていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の説明が終わりました。

ここで昼食のため休憩をいたしたいと思います。午後 1 時から行いますのでご参集お願いをしたいと思います。

休憩 午前 1 1 時 3 8 分

再開 午後 1 時 0 0 分

一般質問

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

日程第 1 8、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

7 番、佐藤静基君。

7 番（佐藤静基君） 今年は町長の改選期でありましたので、平成 1 9 年度の政策や予算編成は前任者が主体となった中身であると思います。したがって、現職には就任以来まだ 5 ヶ月あまりということがありまして、この時点で現職に対する質問については定期的に少し早いのではとも考えましたけれども、いろいろ思うところがありまして次年度の平成 2 0 年度からの町政運営に向けて本格的な菊池町政がスタートをすると思いますので、私の考えを申し上げまして、町長の現時点での考え方などを伺いたいと思います。

主題は、「自律の町づくり」を目指していくその取り組みと考え方についてであります。

町長は、「訓子府を元気に」と言う熱い思いから「7 つの約束」ごとを町民に示して、その第 1 番目として「自律」を掲げました。これは町民一人ひとりの知恵とパワーによって、「訓子府の未来」を決めていくということだと思います。そして、現状は極めて厳しい町財政運営にある中で、この町の管理者としての責務を負うことになりました。いよいよ次年度から本格的な菊池町政が始動されますので、「自律の町づくり」を目指すに当たりまして、財政運営・地方分権・広域連合などについての今後の取り組みと考え方を伺いたいと思います。

1 として、町はこれまで平成 1 4 年度から行政改革において約 8 億円の歳出の削減を行ってきております。このような経過の中で、先日の 8 月号の町広報では、平成 1 8 年度の行政改革による財政効果額、これは 2 億 1 , 7 3 0 万円であったと。さらに、今後の見通しとして平成 1 9 年度以降の実績合計額も示されておりました。この行政効果により、前回、平成 1 8 年 9 月に出されました財政推計はどのように変わると予想しているのか伺いたいと思います。

2 として、先月 2 0 日に北海道新聞で、次期「地方分権改革推進」に向けての記事がありました。現在までの特徴的な主な各市町の地方分権の取り組み状況についてでありました。先に道が示した 2 , 2 0 0 項目の中で、受け入れ状況では最も多いのが岩内町の 3 7 3 項目、最小は江別市、江差町など、4 市町の 3 項目と。極端な差となって出ておりました。これにはその市町ごとの事情はわかりませんが、地方の分権は「自律」を目指

すわが町としては重要な要素の1つであると考えております。町の現在の状況と今後の考え方を伺います。

1として、現在、訓子府町では何項目の権限を受けているのか。

また、これをどのように評価されておられるのか。

2として、自律の町の将来を考えると、分権は時代の流れに沿った地域住民のサービス向上へつながるなら、積極的に取り組む必要があるのではないかと私は考えますが、そうとするなら今後職員内部で研究会などを立ち上げ、検討に入る考えはないのか、町としての分権をどのように位置付けているのか伺います。

3として、人口6,000人の小規模な町が「自律」の道を進めるには、1つの町だけの改革などの努力だけでは自ずと限界があります。すべてが片付けられる問題ではありません。今後も強く国や道への財政支援を求めるための政策も必要ではありますが、加えて自ら近隣市町との広域連合を求めて、関係する共通事業の効果を高めていくという1つの町の枠組みを超えた幅のある町政運営を取り入れまして、少しでもより安定した持続性のある「町づくり」に積極的な取り組みが必要であると思いますが、この考え方について伺いたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、自律の町づくりを目指していく取り組みと考え方について、大きく3点のご質問をいただきました。

冒頭に、質問書の中にございましたように、私自身は「自律」の「律」を「立つ」という字ではなくて、「律する」という言葉を使わせていただきました。それは私の思いとしては、合併か自立かという以前に自らの町の現状と未来は、町民自らが創っていくのだと。その結果として、町民の将来に、幸せになるどの選択肢がということの意味においては、町民も職員も含めて自ら律していく町づくりの主体はまさに住民自身だという思いで、そこに私自身の政策に書かせていただいたところでございます。

まず、1点目の「行政改革の効果額と財政推計への影響」でありますけれども、昨年お示した財政推計の説明の際にも強調して説明をさせていただきましたけれども、財政推計につきましては、推計時の予算、普通交付税の積算等を基本に一定の条件を設定して行っているということがございますから、その点で言いますと、その時々で結果は当然変わりますし、参考としてご覧いただくというのは、この財政推計を町民にお示した一貫した考え方でございますので、ここのところはご理解をいただきたいと思っております。

一方、行政改革の効果額につきましては、例えば平成17年度に制度を廃止した場合には、その効果額としては単年度限りのものではなく、毎年続いているものも中にございます。

したがって、平成18年度までに行った行政改革につきましては、財政推計に反映されているということと言えるというふうに思いますが、お尋ねありました財政推計に影響があるものとしては、退職職員の不補充ほか、平成19年度以降、新たに取り組んだものが推計よりも改善される要素であるということをおっしゃいます。

しかしながら、財政効果の高い新たな行政改革の取り組みにつきましては、ある意味では限界に近づいているようにも感じておりますので、町民の皆様のご協力をいただきながら

ら経常的な経費を地道に圧縮する一方で、国や道の制度活用による財源の確保や、新たな財源を生み出す努力をしまいにしたいというふうに考えているところでございます。

財政推計につきましては、地方交付税や譲与税等の交付金の状況により、大きく変動するものでありますので、推計は推計として、今取り組めることは最大限取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の「地方分権改革の推進と事務・権限移譲」についてでございます。北海道では地域主権型社会を構築するため、道州制を目指した取り組みを進めているところをご存知のとおりだと思います。住民に最も身近な市町村が、行政サービスの中心的役割を担うことを基本に、平成17年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定し、2,243項目の事務・権限の移譲を進めることとしてございます。

本町におきましては、従前の機関委任事務と言われる事務から継承しているものも合わせて、本年度までで177項目の事務・権限の移譲を受けており、この事務の権限の移譲に伴いまして、事務処理件数に応じて道から委託金が交付されていますが、その実績でございますけれども、平成17年度が174件で約40万円、平成18年度が224件で約57万円の状況でございます。

その処理内容でございますけれども、浄化槽の設置、あるいは供用開始に向けての受理、さらには有害鳥獣捕獲許可、それから例年同じ項目で10項目程度の事務を処理しておりますけれども、許認可等の簡素化と迅速化の面で住民サービスの向上に寄与しているということでございます。

議員から「積極的に移譲を受けてはどうか」というご提言もございましたけれども、本町では、人的な体制、専門的知識・技能を有するかどうか、事務処理が恒常的に発生するか、あるいは財政負担が生じるかどうかといった受け皿の面と、住民サービスの両方の視点に立って、関係課等で内部協議を進めながら現在まで取り組んできた状況でございます。処理件数が極めて少ないと。これは近隣にも言えることでございますけれども、希少なもののや専門的なものについては、北海道が継続して処理することのほうが合理的なものもあります。また、少数の職員で町独自の事務事業を精選しながら、コンパクトな行政を私たち自身が進めているということもありまして、住民サービスに十分配慮しながら可能な範囲内で今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の「広域連合による町政運営」についてでございますが、住民の価値観が多様化し地域課題も高度化している中で、自治体が行政サービスの一層の専門家や高度化を図るための方策として、市町村合併や広域連合のような個々の市町村はそのまま連携協調して取り組む広域行政がでございます。

ある意味で申しますと、市町村合併の是非、イエスかノーか、もう1つの選択肢として広域連合が取りざたされておりますし、さらには私どもの町が介護保険等で実施しております連携、例えば審査会等の連携業務ということもでございます。それから議員ご存知のとおり、一部事務組合のように消防のような一部事務組合的な広域的な形で仕事を進めているということもございますけれども、いずれにいたしましても、近隣町が連携して協調して取り組む広域行政というのがそういう形でございます。

本町におきましては、ご承知のとおり、すでに共通の事務や協働で取り組むことにより

まして、財政効果や公益性が高まるものにつきまして、一部事務組合をはじめ広域行政に取り組んでいるところでございます。

今後、行政改革をさらに進めるにあたっては、地域経営意識をさらに高めながら行政コストを抑えた中で、行政サービスの向上を図っていくことが最も大切だと認識しておりますので、その場合、広域連合だけに留まらず広域行政を行政改革の重要な手法の一つとしてとらえて、対象となる事務や他自治体との連携の可能性を探りながら調査研究をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 1点目財政推計の件でありますけれども、この質問を通告するちょっと前にほかの委員会から出ているということで資料はいただきました。その内容を前回の平成18年度と比較してみますと、推計は参考までとは言いながら私は町民の一番感心は財政ですから、町長が言われたように、参考には推計ですから違いはありませんけど、非常に重視する問題の一つであると、大事なことであるというふうに考えておりますし、かなり推計を出す段階において前提条件が細かく書かれておりまして、ただいまの答弁の中でも基本的な条件の中で書いたとありますけれども、相変わらず財政推計では今後の地方交付税の削減額の予想ができないことや、将来町が必要としている大規模な事業は計画にあげられないような厳しい財政運営が続くということになっておりますけれども、町はいつも財政の課題となるときに、経費の削減はもう限界に近い状況だと言いますが、あの広報の財政効果表を見ますと、今後の財政行革の取り組みによっては、まだまだ歳出の削減は期待を持てるような感じがするのですが、その見通しは一步突っ込んでその辺の考えはどうでしょうか。そうでないと推計では前年度の推計より1年延びて、確か平成24年度の予算は組めるということになりますと財政効果が出ているためでしょう、前年度から見れば1年延びたという数字になっておりますけれども、この辺についてはお考え方はどうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、財政推計の関係でお尋ねをいただきました。

先ほどと言うか、今年になってから総務文教常任委員会の所管事務調査の資料としてお配りをしました財政推計につきましては、議員おっしゃるとおり、町民の方から見ればこれが最大の関心事でありますけれども、冒頭、町長の回答でも申し上げましたように、あくまでもその一定の条件下の数字だということで、その点はお含みおきをいただきたいと思います。

それで、今後さらに踏み込んだものも取り組める要素があるのではないかというようなお尋ねでございました。一般的には、これから想定されるものとしましては、今までやっておりました例えば農業関係の畑総事業などの町費の負担ですとか、あるいは訓子府町については手を付けてはおりませんけれども、まだまだ例えば人件費の関係ですとか、検討する余地はまだまだあるかと思えます。ただ、あとほぼ限界に近い、大きなものとしてはないですけれども、今までのものを継続していくことによって、今までやってきた財政効果というものが全くゼロになっているわけではございませんので、そのまま積み残っていますから、そういった面ではこれからどれだけ例えば地方交付税等の地方財政対策が改善されていくか今まだ微妙な状況ですけれども、新聞報道によりますと、例えば法人税の

再配分だとか、そういったことも取りざたされております。そういったものも一定程度期待もしたいと思えますし、さらには答弁の中でもございましたけれども、北海道で今考えている新たな取り組みとして、地域再生の関係がいろいろ取りざたされておりますので、そういったものを少しでも町が取り組むことによって、この経費節減ばかりではなくて、さらに収入のほうの確保ということにもつながっていくのではないかと。そうすることによって、今平成24年度までという推定、あくまでも推計で私ここまで大丈夫だとは絶対言っていないのですけれども、いろいろなところで説明するときは必ず前置きをさせていただいておりますけれども、さらに延びる要素というのがあるということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） わかりました。

財政改革には、私は段階として、まずはじめに行政機構の内部のコスト削減、これは今まで続けておりますけれども、次に各事業団体、援助団体に対する補助金の合理適正化、そして、3番目として、町の各事業の効果とその評価、いわゆる事業の見直しであろうと私は考えます。

自律を目指す町とするなら、今の財政状況を考えるとき、今から次年度の政策ではこの第3の段階、事業の見直しに具体的に取り組むべきだと思います。いわゆる、推計を出す度に1年ずつ延びていけば問題はないのですが、これはあくまでも根本的な解決ではなくて、いずれ先ほど町長の答弁にありましたように、限界に近い状態の中で自分の足を削りながらタコみたいな財政をやっているわけですから、ここでまず早い内に事業の見直し、例えば住民生活に比較的、また直接影響の少ない事業で、運営維持費、そして管理費の多額な事業であります。これはかつては平成17年頃まで約3,000万円の予算を要した公園の管理事業費であります。平成18年度からの機構改革などによりまして、平成19年度は1,890万円まで削減ができております。その気になれば私は節約が可能な良い例であると、私自身はそのように評価しております。

そこで時間内にやりますけれども、そこでこの機会に少し質問の枠を広げさせていただきますので、できれば次年度に向けての町長の今の考え方も伺えれば幸いと思えますが、以前から指摘し、また町の総合計画の作成の際に、町民アンケートの中でも取り上げております温水プールの運営の経費についてであります。現在まで、開設期間や活動内容のいわゆるその水泳という部門の活動内容を拡大し、いろいろと工夫はされてきたものの依然として本年度も3,000万円の多額な財政負担となっております。利用者の60%は町外の利用者であります。この状況を今の町の財政の中で、町民の税金で負担を続けていくのか、私はせめて将来とも町営の温水プールとして事業を継続するなら、財政の健全な見通しが立つまで、現在の年間8ヵ月の開催期間を小学校の授業期間に合わせて6月から9月末の4ヵ月間に短縮されて、少なくともこのことに私は30%節約は可能と考えます。そういう見直しは行ってはどうか。今厳しい財政の中で、第3番目の事業の大きなものに手を付けないとジリジリと小さなもの削っているようではなかなか財政の先が見えてこないというふうに考えます。町の財政の管理者として、現在の町長の考えを伺えれば幸いと思えますが、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今日には佐藤議員の質問の回答にあたって、企画財政課長と大議論を展開してございます。

私自身は、町の財政推計を図表にして解説をさせていただきたいということも含めて検討したところですが、しかし、時間が1時間ということですから、これは別の機会にさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、私自身は今企画財政課長のほうからも説明をさせたように、行政改革でいう経常的な経費の削減のさらなるというのは非常に厳しい状況まで来ていると。単純には、先般お配りした資料であくまでも一定の条件ということで企画財政課長も何度も説明したように、一概には言えませんけれども、例えば歳出でいきますと全体的には平成15年と平成18年度、単純な比較ですが、5億円の予算規模を縮小してきているのも事実でございます。もちろん、その年度年度によって変わってきますけれども、人件費にしても大よそ9,000万円から1億円近い金が、そして、物件費等につきましても大体7,000万円、さらには補助費等については大よそ4,000万円弱、そして、これは平成15年と平成18年ですから単純な比較はできないのですが、投資的な経費でいうと平成18年度は例えば相内線の整備や、あるいは緑丘の水道整備等がございましたから、年度によって膨らむことがございますけれども、いずれにしても投資的な経費については、ほぼ平成15年度、平成18年度で見ますと幾分この間の推計では上がっていると。

しかし、基金で申しますと、あの推計では平成22年度という話をしておりましたけれども、幾分一定の条件下で平成24年度までの基金を何とかもつのではないかと推計結果だったと。

考えてみますと、そうすると人件費と扶助費と交際費でいう借金の返済については、そんなに大きくは変わらないし、ある意味では決まった。そして、財政力指数でいきますと、非常に硬直化してきているということも事実でございますから、相当考えていきますと、今後投資的な事業をどこまで縮減できるのか、はたまた、人件費等に手を付けるのかというそういう決断をこれから私は求められていくというのが、平成20年度以降のいよいよ厳しい財政のどう切り盛りしていくかということが迫られていく。そのために平成19年度は財政分析を行い、同時に今企画財政課に指示しておりますけれども、本当に自治体としてやらなければならない仕事から、これだけは住民の人をお願いしてはいいのではないだろうかという5段階まで含めて、その分析を各課ごとにあげていただきながら、今議員がおっしゃったように政策の効率的な運用というものをあらためて提案していかねばならない時期に来ているのではないかと。もちろん交付税が全国的な規模で申しますと、平成13年度比で行きますと大体35%減までだったらやっていけるというお話もございませぬけれども、まだその点では具体的な検討を私の町はこれからしていかなければならないということがございますから、職員あげてこれらの今プールの例や公園の例を出していただきましたけれども、現実的なさらに削減していくということを検討の段階に入っていくということが、私は平成19年度から平成20年度にかけてという大きな柱ではないかと。そのために、財政状況を町民の皆様にご覧いただきたいということも含めて、今年の冬に町民も含めた財政分析を、学習の場を提案させていただくというのが私の政策でございます。ただし、その段に至ってもう1つは雇用の確保や別の議員からも出ていますけれども、福祉のどこまでやっぱり町がちゃんとした考え方を持つのかということ、当然何で

も切ればいいという問題ではないですので、その点では中身の問題を出てくるといふに私は思います。

一般的には、自立の行財政運営に全国の自治体の町村会等では、こういう言葉が言われています。1つは、MVPというふうに言われています。1つは、Mはミッションであります。自治体としての役割は一体何なのだと。2点目は、ビジョンであります。将来をどうするのだと。3点目は、プランであります。それに住民がどう参加して、住民との協働をどうしていくのか、さらには財政の効率的な運用をどうするのかということが今問われている。それぞれの自治体に問われているというのが状況でございますので、詳しくはちょっと時間の関係で述べられませんがご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 状況と取り組みについてはよく理解できますけれども、以前にも申し上げましたけれども、町民は町の財政が大変だということは十分、中身は別として理解されていると思います。そこで財政の取り組みについては、できるだけ早い時期にやらないといよいよ詰まってからでは、いわゆる病気の治療と同じで早めの治療が楽で痛みが少ないわけですから、そのことも町民は十分覚悟しておりますので、新町長になられまして、一つ町民のかなりの方が大胆な行政を期待している面が私はあると思っていますので、この辺を一つ小出しにしないで、できれば事業の大きな見直しをメインに上げますと、また町民も将来の展望が具体的に見えてくるといふ感じがすると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目に入りますけれども、訓子府のいわゆる箱物は私は総体的には余り気味だと思っています。建物は余り気味だと思っています。しかし、現状では造ったときの目的やら利用条件などがありまして、空いていてもなかなか思うように利用されないものも多いと私は思っております。

例えば、今年度耐震診断が行われます訓子府小学校の校舎は、現状の校舎の規模は最大収容児童の現在は30%しか使っておりません。これは800人ぐらい私は入るといふふうに思っていますから、今260人ですか、30%弱の利用率であると思います。これはある町のことですけれど、どういう状況なのか私が詳しくは覚えておりませんが、空き教室を利用しての老人の集会場の利用、また幼稚園として活用して、教育の面でも多くの相乗効果を上げていと聞いております。これらは町が何らかの権限を求めることにより、今後、町として必要としている幼稚園としての利用の可能性が出てくるのではないかと。詳しい移譲の条件は私にはわかりませんが、権限移譲の許可は多岐に及ぶと、市町村の要望に応じて行うのだと、こういう新聞だったと思いますが、あるいはそういう関係する本であったかわかりませんが、そういうようなことで各市町村が積極的に権限を要求していくと。これは先ほどの答弁の中に財源のことがあったり、いろいろ難しいことがあるでしょうけれども、例えば訓子府の場合を例に取りましたけれども、こういうような利用の方法というのは分権の中では不可能なことなのか、この辺をちょっと伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） ただいま、小学校の空き教室を利用した他の目的利用に使用できないかということですが、このことと権限移譲のほうが一緒ということではない

かなというふうに思います。ただ、学校の空き教室と、ただいまお話ありましたように老人福祉施設あるいは他の施設に転用することについては、それほど難しい手続きを要しないで空き教室等を活用することは可能だと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま、具体的に小学校の空き教室と、その再活用というようなことでのご質問だったことと思いますが、今現在、確かに1学年1学級、または2学級の今そういう規模で運営しているわけでございますけども、たまたま総合的な学習の時間だとか、いろいろの特殊な授業等もございますので、今現在は遊んでいる教室はないというふうなことをご理解をいただきたいと思います。

それと、あとただいまの佐藤議員が申されました幼稚園の絡みだとか、老人福祉施設、これらにつきましては、今高校問題等も含めて総合的な中でうちの内部では今検討しておりますので、今後またさらに詰めていって、我々は何もしてないということではございませんので、そこら辺は十分、ただ、町づくりというのはただ削ればいい、それだけでは町になっていきませんので、やはりそこら辺を総合的なバランス等を考えた中で考えられていくことが必要かなと。今ご質問いただいたことにつきましては、内部的にも検討しているということで、今後どういうふうに進んでいくか、そんなことも含めてご理解をいただきたいなと思っております。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 非常に期待をしていたとおりの答弁をいただきまして、非常に嬉しいわけですし、今最初に申し上げましたように、自律の町というのは総合的なバランスの中で立っているわけですから、お金をかけないでいかに町をうまく運営するかということになりますと、以前、最初に出た経費削減の中でも聖域を持たない削減を見直していくのだと、そういうことがありましたので、ただいま教育長の答弁の中にも総合的なバランスの中で内部で検討しているということでもありますので、これ以上を人口が減るのか、構成が変わるのかわかりませんが、今後とも十分そのことに注視していただきたいというふうに思います。

次に、3点目に入りますが、広域連合についてであります。これは先ほども答弁いただきましたけれども、それぞれの町の個性や事情もありまして、一様にできることではないのが当然でありますけれども、先の2町の合併協議会の経過では、かなりの部分で2町が1つになることによって、将来的に多くの成果が上げられる、そういう試算が出ていたと私はたまたま傍聴して感じました。その後、合併断念のあとで、両町長は「今後さらに厳しさが増すであろう両町の財政運営の中で、今まで以上に連携を密にして、共に町の発展に協力していこう」と、こういうことでありましたけれども、その後2年が経過いたしました。内部的には、事務的にはいろいろと共通のものがやっているという答弁でしたけれども、私の目には両町の事業の中で、広域連合に対する接点が見えてこない。広域事業は小規模な町が自立するためには、これはもう欠くことのできない大事な選択肢の一つであると考えます。

現状、近隣の町、私たちの町もそうですけれども、例えば牧場の運営などは今の畜産農家の現状と将来を考えますと、できるだけ早い時期の統合が必要だと考えます。ぜひ、農協も含めて、関係機関と可能かどうかの。そういう検討にもっと進めていただきたい。

これも赤字の少ないうちに、牧場事業の安定した運営に私は早く着手すべきと考えますが、町の外交マンとしての町長の考え方をあらためて伺いたいと。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 置戸町と本町の合併の経過の中で、両町長と一緒にやれるものは一緒にやっていくという中で、法定協議会の合併協議会を平成17年3月25日に廃止をした歴史的な経過がございます。

それから大よそ2年経って、今広域連合の可能性というのは一体どうなのだというところでございます。全道的には北海道の後期高齢者の医療広域連合を含めて、今道内には10の広域連合がございます。

管内では、今残念ながら1つもないという状況でございますが、今西紋地区の広域連合が具体的になりつつあります。これは雄武町・興部町・西興部村・滝上町の4町村でございますけれども、新たに平成20年度の立ち上げを目指しているという、これは正式ではございませんけれども、私が調べた状況ではそういうことになっていると。中身的にいうと、国民健康保険、介護保険、それから病院経営、そして、これは話題だと思えますけれども、教育委員会の広域化ということでございます。これらを含めてできるところからやっぺいこうということで、今日は雄武町の町長の当選のニュースが報道されておりましたけれども、管内ではこの西紋地区のうんぬんということが具体的に今なっているようでございますけれども、残念ながらこの2年を経過して今私どもの町で言いますと、置戸町、訓子府町、ちょっと離れますけれども美幌町、津別町等については、そういう具体的な話はしていないという状況でございますけれども、合併が進んだことによりまして町村会も再編成に今なってきたでございます。

あらためて、10月に斜網地区の中に私どもも、すなわち小清水町や清里町や美幌町、津別町も含めたその中に町長が入って一緒に協議を、これは合併とかそういうことではなくて広域的な連携を含めて研修活動等をしていこうという機運がやっと出てまいりましたので、今後、広域連合等につきましては、さらに果たして私どもの町が広域連携あるいは連合をすることによって、例えば国保会計等が住民の皆様にとってのサービスや財政的に縮減できるのかどうかということも含めたこれから検討が必要だろうと。その点でいうと私が先ほど冒頭申しましたように、第3の選択肢としての広域連合というのは全く無視するのではなくて、これから検討していかなければならないということでございますけれども、非常に今地理的な条件からしても厳しい状況であることを理解いただきたいと思います。

なお、牧場についてはちょっと具体的なのは今検討してはいませんけれども、担当課長のほうでJAを中心にしたそういう今検討等があれば説明させますので。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 牧場についてですけれども、ただいまJAのほうで保育育成センターという構想がございまして、それは全面的に北見市、置戸町、訓子府町の牧場活用しながら、そういう構想が今進んでいるところでございます。それでその中で、具体的に保育センターが北見市、そして、育成については置戸町でやるというような形で今話が進められておりますので、夏季放牧につきましてはかなり現時点では訓子府の牛は訓子府、北見の牛は北見というような言い方をしていますけれども、これからおそらく農家の方々のその横もちのことを考えますと、おそらく相当流動化するような形で話が調整されてい

くのではないかなというふうに考えておりますので、これからはおそらくその広域的な連携というのはやらざるを得なくなる、進まざるを得なくなるというふうに認識しています。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 広域連合につきましては、相手があることと言いながら、町の姿勢としては私は絶えずそういうアンテナを上げて、ぜひそうするという姿勢がないと、そういう対応をせざるを得なくなるというのではなくて、私はこれはやっぱりどの町も共通しているわけですから、たまたま牧場の場合は財源を崩しながら今のままでいきますと10年ぐらいは赤字を埋めていくだけの基金はあるようですけども、基金はいろいろ使い方もあるわけですし、私は訓子府町は広域なり、ほかの地区と共同してやると、そういう姿勢をやっぱり常に示すべきだと思うのです。なかなかやっぱりほかの町の事情ばかり考えていたのではこれは進みませんから、今農協でもいろいろとその畜産農家の厳しい中で事業を軽減しようとしているときですから、できればそれに行政としても積極的に参加をして訓子府の酪農を考える。こういう対応でなくて取り組んでいくと。そういうものを全体としてやる。そういう町のイメージを私は出したほうがいいと思うのです。

以上、いろいろ雑ばくな質問になりましたけれども、平成20年度の事業と予算については菊池町長が中心となって実践に進むわけですので、以上、私のほうから注文と言いますか、こういうことを取り組んでほしいということをお願いして質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君の質問が終わりました。

ここで午後2時まで休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に9番、川村進君の発言を許します。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） それでは一般質問通告書に則り、町長にいろいろお伺いをしたいと思えます。

まず、安心して暮らせる町づくりについて。

菊池町長が就任してから約5ヵ月が経過しようとしております。その中に、安心して暮らせる町づくり、そして、そのあとに福祉というのが入っていましたが、私はここは安心して暮らせる町づくりということ。それについてお伺いしたいと思えます。

まず、1番目に、数年前に実施された町道東1条線（旭町）の歩道工事の内容についてお伺いします。

2つ目、今夏の大雨による災害箇所、これは今年の夏、6月と7月に二度ありました大雨による災害箇所において、過去にも同一箇所が災害に遭っております。そこでこの災害復旧事業について町側の復旧事業についての考え方をお伺いします。

3つ目は、霊きゅう車事業については、3月末日で訓子府町が撤退したということになっております。撤退以前の手続きはどのようになっているか、これを安心して暮らせる町づ

くりということについて、この3つをお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、安心して暮らせる町づくりについて、3点のご質問をいただきました。

質問の通告にございますように、議員のほうではかなり中身的には具体的なことのご質問であるのではないかと思いますけども、項目だけではなかなかその質問の点で言いますと議員のご期待に応える答弁ができるかどうか甚だ自身がございませぬけれども、再質問等でご指摘あるいはご質問いただきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

まず、1点目の「町道東1丁目線（旭町）の歩道工事の内容について」でございます。

市街地の歩道整備につきましては、町内会連絡協議会から市街地中心部の歩道整備が遅れているという理由から町に整備要望がございました。

町はそれを受けて、通学路を中心とした歩道の整備を平成12年度から平成16年度までの5年間にわたりまして、施設車両課の直営で工事を行ってきたところでございます。

お尋ねの東1丁目線の歩道工事につきましては、平成14年度に訓子府消防支署の地先から本光寺地先の両側歩道171mを施工しております。

なお、歩道の工事に際しましては、工事を行う前に町内会長の立会によりまして、個別に地権者との協議を行い進めているところでございます。

また、工事中につきましても、その都度協議を行い、掘削から路盤砂利の搬入まで1日で終わらず工程で、できるだけ配慮して工事を進めたところでございます。

次に、2点目の「今年の大雨による被害箇所について」お答えさせていただきます。

国の補助金を受けて実施する災害復旧事業につきましては、原則、原形に復旧することになってございます。この災害復旧事業で復旧を行う場合は、異常気象による被災が要件でございますし、24時間雨量80ミリ以上の降雨、または1時間雨量が20ミリ程度以上となってございます。

しかしながら、災害は財産に拘わることもありますから、何度も同じ箇所が被災すると、断面を大きくするなどの対策を講じなければならないというふうに考えておりますし、議員も同様の考えではないかと思っております。

災害は気象条件によって原因が異なりますし、繰り返し被災しないような復旧工法を国の査定基準に採用されるように要請をしておりますし、私どもも要請をしているところでございますけれども、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の「霊きゅう車事業の撤退時での手続きについて」でございます。

平成18年第1回定例町議会におきまして、老朽化している霊きゅう車の更新等の検討について質問があり、行政改革方針で廃止する方向で検討していることの説明を平成18年3月の第1回定例議会で行ったところでございます。

平成18年11月16日、霊きゅう車事業の受託先へ、平成19年度から町の霊きゅう車運行の事業を廃止する旨を伝えさせていただきました。そのときに、受託先から「町の霊きゅう車の払い下げを受け、霊きゅう車の運行事業を引き受けたい」というご要望がございました。町ではこの要望を受け、関係課で内部協議をさせていただきましたけれども、霊きゅう車の売却後に運行のトラブルが発生する恐れがあるということも判断して、町の霊きゅう車が継続して運行することにより、町民の皆さんに誤解を招く恐れがあるという

ことなどから、霊きゅう車の売却はできないことを11月30日に受託先へ伝え、ご了解をいただいたところでございます。

以上のような事務手続きを踏み、平成19年第1回定例町議会において、すなわち今年の3月でございますけれども、「霊きゅう自動車に関する条例を廃止する条例」をご提案させてもらい議決をいただきました。

なお、本年4月に入りまして、北海道運輸局の北見運輸支局長へ一般貨物運送事業廃止届出書を提出し4月9日に受理されたところでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） この1番の町道東1丁目線なのですが、これは直営で工事を行ったということで、これはやられて結構なのですが、このとき町長は今町民に説明があった、それから町内会長が建設課長と一緒に回って、そこら辺工事箇所に説明をしたということなのですが、これで直営というものは図面がなくても、またあとからの検査体制がなされなくても、これは工事に対してはいいものなのでしょうか。

私が相談を受けました方は、この工事によって16万1,872円のお金を払っております。と言いますのは、そこに駐車場がありまして、そこを直営がどのような形でやったか平らにしまして、その方のご兄弟やら親戚が車も乗入れられないということで、工事を元通りにしてもらいなさいということで、町側に一、二度お電話をしたと。ところが、受け合ってもらえなかったと。それで私、相談を受けまして建設課長に7月10日です。どういうふうになっているか、図面の提出、それから検査体制、その他を聞きました。そして町民説明会をきちっとしてあるし、町側としては町内会長と一緒に回って説明をしているということで、そして、その最終段階で「現在ある畑の土が流れるからここを高くしてくれと、切り下げを中止してくれ」という話で私に建設課長が説明しました。ところが本人は「そんなことを言った覚えもない」と。この方は非常に耳が遠い、私以上に耳が遠い方で、また目が悪くて、身体障害者手帳を交付されている方です。町の直営ということで図面もない何もなし。「それでは住民説明会のやった資料を出してください」と私は言いました、1つ。

それからもう1つには、「町内会長といつ回られたかその資料を出してください」と言いました。「図面はいらぬのか」と聞きましたら、「直営の場合はそんなにいろいろ用意しない」という説明で、それで「最後には検査とかそういうものはないのか」と言ったら「ありません」と。「だったら、やったかやらないかどのような状態でどのようなふうにしてということは、町の直営では責任を持って工事をやらないのか」という私は建設課長に質問をしました。答えられません。それで「工事に係る前にどんな工事でもまずやる前の写真があって完成時の写真があって、それで検討するのではないのか」と言ったら「はい」と言いました。それで工事に係る前の写真が1枚だけ出てきました。その方が「どうなっておりますか」と言ったら「いえ、議員のご指摘のように、そのところには切り下げがありまして、畑もございませんでした」とこういう説明です。であれば、当然16万1,872円は、この方に町がお払いいただかなければならない金額だと思います。

建設課長が説明するものは、結局町が直営でやるものに対しては何らの責任も持たない。そして、町民が多大な負担を受けても、行政は責任を負わないというものではないと思

ます。これについて町長、この件につきましては、工事費 16 万 1,872 円をお払いいただきたいと思いますのでいかがでしょうか。お伺いします。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、町道東 1 丁目線の歩道工事に関してのいろいろご質問等がございました。

それで今何点が質問がございましたけども、まずこの工事については直営工事で当時施設車両課が実施したものでございます。

それとこの直営工事の図面等につきましては、実施をする前に各路線の調査をしてございます。そして、例えば支障になる庭木等がどのくらいあるかとか、そういう調査をしてございます。それにつきましては、工事は平成 12 年度からはじまっていますが、前年度の平成 11 年度に調査をして、図面等につきましては各平面、それから代表的な断面等について図面等はございます。

それと工事の進め方でございますけども、かなりの関係者になるものですから、町内会の会長を立会していただいて、やる前にそれぞれ個々に説明しております。必ずしも、その日に都合がつかない人については、またあらためてという形で説明しております。

今、川村議員がおっしゃるとおり、縁せきの切り下げの件でございますけれども、この工事につきましては、基本的には歩道整備でございます。敷地内に歩道を整備するというような内容でございます。それも通学路を中心としたところの路線を整備するという考えでございます。縁石については、基本的にはそのまま触らないというのが現状でございます。場合によっては、切り下げてほしいとか、上げてほしいというふうな要望がございましたら、その時点で縁石の変更を行っております。基本的にはそういうような形ですので、歩道の縁石を取り替えるということにつきましては、経費がかかってございます。新たに経費がかかるわけでございます。それにつきましては、当然町が実施したときには関係者との打ち合わせがないままに事業を進めるということはないと考えております。

概要については、以上でございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9 番（川村 進君） こんなことを言ったら悪いのですが、竹村課長、本人と私と 3 人で会ったときとお話が全然違います。どうしてあなたはそのようなことを言うのですか。そのときに縁石の説明なんか 1 つもありません。今度のこの答弁において、あなたは町民との話し合いのときには 1 つも話してないことが出てくるのはどうしてですか。

いいですか、基本的に町職員は何かをやったときに、町民に負担を与え損害を与えるものではない。4 月 10 日の段階では全然縁石の高さとか、縁石の値段とか、1 つも口にしていけない。なぜ、今回出てくるのですか。

議長（橋本憲治君） 川村議員。もう少し声を落として、冷静にお話してください。

9 番（川村 進君） はい。気をつけます。

建設課長、いいですか。あなた 30 数年町職員としていて、基本的な考え方は町民に町職員が何かをして損害を与えてはいけないという考えはないですか。であれば 7 月 10 日に、そういうお話があれば私はここで質問はしない。とにかく、これについてはいろいろ相談します。法的に裁判闘争と言うか、法廷闘争をやらなければいけないかもしれない。とにかく大切なことは、一度本人と私と話をしたときにしない話をこういうところではし

てはいけない。いいですね。

質問を変えます。それでは今年の夏の大雨によって、災害を受けたところがたくさん出ております。私たちが住んでいる末広町においてもそうなのですが、この災害箇所が何年もの間に何度もいろいろ起きているというのは、これは町道清住西30号線から下流なのです。30号線というのは、豊坂から清住に降りてくるところで、これは町道に昇格しているというふうに私は伺っておりますが、ここで平成3年頃から今年の平成19年までに6回も7回もいろいろ水で流されたとか、あちこちが決壊したとかという問題が起きていると聞いております。そして、これは西30号線に留まらず下流でかんがい溝においては、実郷地区、今年はこの西30号線に産業建設常任委員会で視察に入ったときに、ちょうど実郷から偶然にもかんがい溝の水が来なくて、「下流でみんな水がほしいのに水が来ない」と、「どうなっているのだ」という農家の方が直接現場へ見られたと、そういうことがあります。今回、実郷の方からお話がありまして、私は地域から推薦されて出ている議員ではございませんけれども、昔からの友だちということで、とにかく議会でそれでは西30号線について、それから実郷のかんがい溝の下流において水が来ないという問題についてきちっと尋ね、そして、この西30号線は抜本的に、15年も20年もの間に何回も8回も流された直した流された直されたというのは、これはもう限界ではないだろうか。何とかもう抜本的に変えてきちっとするという手立てをしてもらわなければ、これは西30号線ただ1つでなくて、下流でいろいろやられている方が大変困っているということを伺っております。これについて抜本的にやっていただきたいのです。ですから、町長の考え方を伺います。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 次に、2点目の大雨被害に係わる問題で、町道清住西30号線の関係でしょうか、それとも河川の関係でしょうか。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 町道、かんがい溝と豊坂から下りてくる河川とが十字になって重なる場所があるのです。それで両方です。それは1つは土地改良区が担当しているという話で、1つは建設課という。合併症を起こすのではないですか、あそこは。結局、あそこで常に問題が起きるのは、土砂が流れてきてあの橋のたもとで堆積して、それによって水がせき止められて、その水が畑にかん水するという問題。これをよく言っています。

それから下流においては、これもかんがい溝ですが、実郷、末広から行ったところの2件の畑、それと末広の下村運送のところの橋のあそこら辺で水害があり、末広は今年は何だ目にも遭いました。ということで、とにかく抜本的におやりいただかなければ、もうどうにもならない状態だと私は判断しております。町長はどのように判断されて、どのようにやっていただけるかお願いします。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいまの町道清住西30号線の道路と河川との関係のところの被害について、ご質問をいただきました。

ここにつきましては、昨年度大きな被害がありまして、災害復旧事業で施工したところでもございます。昨年の被害につきましては、河川に土砂が溜まって、その土砂が横断管を詰まらせて、水が越水したという関係でございます。今年につきましても、昨年までと

は至りませんでしたけども、同じような形で西30号線の豊坂側に土砂が詰まったという状況がございます。ここにつきましては、今あそこについては排水路の断面というよりも、主に土砂が溜まるという関係が一番問題だと考えております。ここにつきましては、できれば町としても、その土砂を取り除く施設を整備するようなことでちょっと考えているところでございます。それにつきましては、今年度すぐできるようなことにはならないかもしれないですけども、そういうふうな形の復旧を考えているところでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） これは今年のものにならないとかなるとかではなくて、町職員もそうですが、行政側としては町民が15年も20年も同じ場所で、そんなことが起きるといふのには不信感が募って、結局町は何をやっているのだということにつながります。ですから、当然その方たちが言うのが私らにつながってくるということであっては困るわけです。私らが何かを言った、議員が何かを言ったから町が動いた、町がやったといふのであれば、これは行政はなっていないと思います。町民が困っているところは職員が見回り、ここにこんな問題が何年も続いていると。これは当然やらなければいけないといふのは、町職員の発想によってやってください。お願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あまり私どもの職員の自慢話はしたくありませんけども、6月22日の降雹やあるいはかんがい溝の増水等を含めて、それから、それに伴う土砂の流出等も含めて、関係職員はあのときは不眠不休の中で朝から用水路やそういったところを回って対応に苦慮していたところは事実でございますし、私自身も北海道をはじめ、網走支庁、土木現業所、河川事務所等々を駆けずり回りながらこの対応に苦慮し、また要請しながら何とか土地改良区の復旧作業だけではなくて、北海道も力を貸せということも含めてお願いをしているところでございますから、その点でいうと一つひとつの特に川南を中心とした河川の整備につきましては、河川と言うか、今議員が言ったようなところを全体含めて、一つひとつ適用する事業がないのか、できれば早くやってほしいと。

それから、すでに泥が堆積しているところについては、泥を除去すべきだと。

それから、新たに治山事業であれば、かごを積むとか、そういう具体的なこと含めて、少しずつ今実際には事業を改善してきているところでございますし、復旧の急ぐものについては土地改良区を中心にしながら今行っていますし、建設課長が今言いましたように、町道清住西30号については、そのまま泥を抜くということも地域の要望であったようでございますので、それらも含めて可能な限り早く対応するように今指示をしながら地域住民の皆さんの期待に応えられるような状況を何とかつくっていきたいという努力をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） やっているという経過の段階はわかりますけれども、私はやり方がおかしいということをしたのです。議会で議員に追求された、動いたという形は、これは町職員としてなっていないのではないだろうかということ。やっていただくということで、これについてはもう結構です。

それでは質問を変えます。3番目の霊きゅう車事業について、3月末で撤退ということ

で、これについては時間もありませんからあまりくどく言いません。しかし、私はどのような形で車が廃車されたか、どうして申し出を断ったかということなのです。町は、今財源が不足しているというときに、この車の廃却については、私ははっきり言いまして二度も三度も修理工場に行きました。

それから、置戸に昭和25年から動いているバスについても見せてもらって覗いてもらってきました。この霊柩車については昭和56年に町が買われて改良されて、そして8万6,000kmしか動いておりませんでした。「大きな修理については」と言ったら、「大きな修理は1つもしていない」と、「そういう記録もありません」ということでした。私は修理工場に行きますと、足回りというものは経過年数と正比例しませんと。走行距離と足回りの劣化については、必ず正比例しますと。ですから、走行距離。新車でも10万kmも1年走ればもう劣化がはじまります。ところが、27年が経過したものでも8万6,000kmということは年間3,000kmかそこらしか走らないということは、月にしたらもう300km走らないということなのです。ということは、修理工場では十分この車は使えたであろうという判断です。

それで、もう1つ修理ということで、ヒーターの修理というのがありました。このヒーターについては、大概そういう温風式でやるものについては3年ないし5年で1回分解修理をして洗いとってやると。そうしますと20年、30年有に使えるという説明でした。置戸へ行って、昭和25年からの車についていろいろ聞きましたら足回りなんか丈夫でした。ところが、「町というのは金があるから何ぼでも車が買うのですね」という説明はあったけども、「古いものを大事に乗るという考え方はないのでしょうかね」という話は出ましたけれども、私は町職員はまず第一に財源の確保を考えなければならない。2番目には町職員は町民に負担を与えるものであってはいけません。これは、常に町職員は町民の鏡であるという言い方をされます。そのときに、この2つは絶対に欠かしては通れない問題だと思います。それが何も調べない、何をしたのかわからない、廃車した霊きゅう車事業は3月31日までやっておりますと。ところが、もう一つ町民が読んでいる町の中で発行されているものには「1月1日に町の霊きゅう車事業は辞めましたからこちらでやります」というものが出ております。ということは、町の説明はおかしいのです。でも、これはもう済んだことでいみじくも重箱の隅を突付くようなことを言うなというご注意を私はいっぱい受けております。しかし、私は納得いかないのです。財源の確保と町民に多大な負担を与えるというそういうことが軽はずみにも行われ、この撤退に関しての手続きが口頭でなされているのです。文書は出されておられません。ですが、これはやられてしまったことですからもうクドク言っても仕方ありません。時間がありませんから答弁は結構です。

次に、答弁をいただくあれではないのですが、福祉業務についての質問に変えさせていただきます。

これは1番目に障がい者に対する申請時における認定方法の考え方を伺いたいと思います。

2番目に、6月11日に実施された町民健康診断の結果に対する通知方法。これについてどのようになっているか、この2つ簡単でいいです。お答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 一般質問の性格上で、私のほうで町の基本的な姿勢を説明できな

いまま、「答弁はいい」と言われるのは大変困りますけれども、あらためて一つひとつは私が町長になる前の問題ではございますけれども、いずれにしても町民の皆様は疑問や誤解を与えるようなことがあってはなりませんので、これから議員共々含めて誠心誠意応えてまいりますので答弁は差し控えますけれども、あらためて職員を信頼し、そして助言をいただきながら町政執行にお力添えを賜りたいと願うものでございます。

さて、今福祉業務について、2点についてのお尋ねがございました。

まず、1点目の「障がい者に対する申請時における認定方法の考え方」ということでございますけれども、身体障害者の認定につきましては障がいのある方が医師の診断書と写真を添えて、北海道知事に手帳の交付の申請をすることになります。手続きは役場窓口書類を提出することにより、町から北海道に書類を進達するという手続きになります。

身体障害者手帳が交付される障がいの程度は、身体障害者福祉法別表に定める障がいを有する者で身体障害者障害程度等級表によって、障がいの程度に応じて1級から7級までに分類されております。

次に、「町民健康診査の結果に対する通知方法はどのようになっているか」というお尋ねでございますけれども、町民健康診査につきましては、6月11日から15日までの5日間にわたって公民館と日ノ出地区ふれあいセンターで実施し、865名の方が受信しその結果は7月13日に全受診者に「健康診査結果通知書」を郵送し、結果とともに検査項目の説明もあわせて通知しているところでございます。

なお、通知にあたって事務的なミスがあり、一部町民からご指摘をいただきましたけれども、この点につきましては、今後このことがないように十分注意をして進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 1番目の障がい者に対する申請時における認定ということで、本来はこれに生活保護家庭における認定も入れたかったですけれども、今回はこの障がい者だけにします。と言いますのは、私降雹の被害にあったところに行きまして、お見舞いに行きまして、そこでその方が「私、1級の身体障害者の認定を受けているのだけれども、ハイヤーの券をいただけない」と、「川村さん、何とかハイヤーの券がほしいんだ」と、「歯医者に行かなければいけないからもらってちょうだい」と、こういうお話でした。「わかった」と1級というのは、ハイヤーの券がもらえるものかどうかは私にはわからないけれども、すぐ行って相談して」ということで役場に行きまして、役場でいろいろ調べたら「この方は4級から3級になったばかりだ」と、「1級ではない」という返事で「おかしいな、本人は1級だと言っているからそれでは」ということで、2人で行きまして手帳を出していただきましたらこの方は2級だったのです。それで、これは大きな問題であろうと。認定方法のときに、どのように町に連絡が来るのかわかりませんが、役場側で4級から3級になったばかりと、本人が2級の手帳交付者であったら、あとで私聞きましたら「1級2級3級と簡単に級で言いますけども、もし本人に何かがありましたときには、医療費の負担であるとか、家族が負担を被るものとかいろいろ大変なのだ」と、「級なんて絶対に間違っはいけないものなのだ」という同じ町職員からのお話でした。

これについては、私は間違いだから許せると思います。しかし、福祉保健課においてはそのあとが良くない。まず、1人の間違いが出たら障害者手帳を交付されているものにと

うして全員にあたって間違いがあるかないかの確認をしなかったかです。私は、「確認で来たか、役場から何か連絡があったか」と言ったら「いや、何も言ってこない」と。それで、今回この問題を重箱の隅を突付くと言われるかもしれないけれども、こんな大切なことをおろそかにするような職員ではいけないと思うのでお聞きしております。

それで、この2番目の問題です。これについても、これは今町長が言われたように、事務的ミスがあったというこれは事務的ミスは許されるものです。しかし、865名が受けた受診によって今世の中で言われているのは介護医療、それから予防介護、予防医療というものが叫ばれています。ということは、福祉保健課においては、この者たちにきちっと何と何と何がどのような方で、扶助費の年齢別で、当然「こういう訓子府町では結果が出ましたから、今後できるだけ健診を受けてください」と。それから、健診を受けてない健診を受けなければならない人たちにどのようなことをおやりになったか。健診は受けた。何もただ私に来たのは「異常がありません。これを持って他の医療機関へ行って精密検査を受けてください」と2枚来ました。これでは何がなんだか。私は、片方は異常がない、片方は精密検査を受ける。これでは、私には何を言っているのだからよくわかりません。ですから、項目別に私は投薬を受けているものがありますから、「これについては、もう一度きちっと検査を受けてください」と言うのであれば、そのような連絡方法。そして、今私が言った予防介護と予防医療に使われないこの865名の方の診断結果は、これは無意味でないかと思えます。町長、いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 中身的なことについては、議員、福祉保健課長のほうから答弁させますけれども、私が冒頭申し上げましたように、例えばここの福祉の問題で言いますと、町民健康診断の結果に対する通知方法のうんぬんで、答弁で間違いが一部事務的なミスがあったと。これはどんなことかと言いますと、例えば健診結果の通知名を私の名前ではなくて前町長の名前で出したと。これは福祉保健課担当課長並びに病院・医療関係も含めて、そういう初歩的なミスがあってはならないときつく私自身が直接ご指導を申し上げました。おそらく、全部の受診者にそのような形で行っていますから、そのことが事務的なミスだったのではないかということで、私は答弁でそのように申し上げたところでございますけれども、冒頭言いましたように、中身がちょっとわかりませんでしたので、的確な答弁になっていなかったということをお許しいただきたい。

それから、もう1つは、障害者1級の認識の級の違いということでございまして、この辺の事実はわかりませんが、しかし、もしそうだったとしたら議員のご提言のありますように、二度とこのようなことがあってはならないということと、確認をするというのは当然のことです。その辺のところは私自身も、なお、ご指摘いただいたことについては、担当課とさらに注意をするように今後も努めてまいりたいと考えておりますので、中身的にはちょっと福祉保健課長のほうから答弁をさせますのでよろしく願います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、身体障害者手帳の関係でございまして、今川村議員がおっしゃられた件につきましては、川村議員のお話を承って、私が直接対応させていただきました。

それで、一部誤解があるのかなというふうに思いますけれども、まず、その手帳を確認した際に2級であるということで確認はいたしましたけれども、タクシーチケットの交付要綱には下肢障害で1級または2級という規定がございます。ただ、この方の手帳については2級でございますけれども、下肢障害につきましては4級ということでこの制度には該当しないと。それで私は手帳見たときに、その判断が即座にできなかったということで役場にすぐ戻りまして、そここのところをこういう事情であるということを確認いたしました。川村議員にも確かお伝えをして、それからご本人にも福祉保健課の担当と2人で行きまして、家族とご本人に説明をいたしまして、ご理解をいただいているという経過でございます。

それから次に、健康診断の結果につきましては、町長から申し上げましたように、全くもって福祉保健課のミスでございます。お恥ずかしい限りでございます。町長からも強くお叱りをいただいているところでございます。

それで、その健診を受けた通知が2枚あって、内容がそれぞれ違うという話でございますけれども、健診につきましては健康診査結果通知書という通知で、ご本人の結果内容と、それから検査項目の説明と、それから正常値の範囲、これらにつきまして通知をさせていただいているところでございます。それで、検査結果である程度異常のあった方には、個別に通知をいたしまして、検査結果の報告会というものを実施いたしております。それぞれお越しいただいた方には保健師のほうから内容と今後の注意点、それから医療必要であればそういったような指導をさせていただいているところでございます。

それから、健診を受けてない者。これは健診の体制が平成20年度から法律が変わりまして、特定健康審査というふうになってまいります。これは受診率を上げるということをもっと非常に大事なことでありまして、受診率を上げないと医療保険のほうの負担が増えるというような、ちょっと制度がややこしいですからここで細かくお話しはいたしませんけれども、そういう部分ではまた平成20年度から大きく健診の体制が変わるということで、今まで以上に受診率が上がるような対応に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） あまり丁寧な答弁をいただくと、私は時計見ながら。

私はこれは先ほど言いましたように、大した重要ではないと。そして、この菊池町長の前の町長の名前で私のところへ来まして、これは私が一番最初に発見しまして指摘しました。それを福祉保健課長に注意すればいいではないかというお話でした。ところが、ダメだと。そういうことになれば、国会議員と一緒に密室の政治と言われるぞと。都合の悪いことは直接言い、町職員のそういうものについて隠してやってはいけません。きちっとして、町民のためにならないようなことはやるなということで今回のこのお話をしているのです。本来、私はこんなことは重箱の隅を突いたようなことというお話をされて、これを本当は、しかし、とにかく町職員は今までの質問でまず町民に負担を与えないということと、財源を絶対に確保するというこの2つを基本に仕事をしていただかなければこれはいけないことだと思っております。

それでは、3つ目の町の活性化と雇用の創出について、お伺いしたいと思います。

これは第2回定例会の一般質問において、私、雇用の創出が一番大切であるというお話

をしたときに、町長は「今後、産業全体について調査し、町内の雇用実態も可能な限り把握しながら、その結果を基に各界からのご意見をいただき地域の活性化や雇用の創出に向けた取り組みを進めていきたい」という答弁でございました。その後の進捗状況について、お伺いしたい。進捗ということはよく調べますと、これははかどっているかどうかということだそうです。はかどっておりますかどうかをお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員の雇用の創出についてのご質問でございました。

捗っているかどうかという答えを求められますと、極めて難しい問題だと言わざるを得ない。それほど全国的に農漁村に対する雇用の問題というのは、大変厳しい状況にあるということは今さら私が申すまでもないところですけれども、しかし、努力を今しているところでございます。

まず、季節労働者対策につきましては、冬期技能講習の廃止や特例一時金の減額など厳しさを増していることは事実でございますし、道内全市町村が参画して、国や北海道もこのままではいけないということで、40地域が協議会を設立して通年雇用に向けた新たな対策に取り組む努力を緊急度と含めて、国・道、そして市町村が行っているところでございますけれども、私どもも季節労働者対策につきましては、近隣の関係課長会議によって協議会の設立やその参画、あるいは内部的な私ども町が発注している業務を含めた検討を急ぎやっているところでございます。できますれば、季節労働者に町の委託業務などについては、計画的に季節労働者のほうに振り向けるような措置も含めて、11月中に結論を出してできれば平成20年度については予算に反映することも含めて実施可能なものから順次していくという対策を講じているところでございます。

さらに、産業実態の調査につきましては、雇用実態の把握等含めて、現在、商工会等の関係機関や団体と調整中でございます。調査については、商工会あるいは行政の職員がやるのが果たして本当に効率的なのかということのご意見もございまして、これについても研究機関含めて、今具体的な検討を進めているところでございます。

以上、町の活性化と雇用の創出につきましてはの進捗状況を説明させていただきましたけれども、ご指摘のとおり、重要かつ緊急の課題ということについては私自身も認識しているところでございますので、早急に対応してまいりたいと。今も変わらず対応の努力をしているところでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） この雇用の創出については難しいということですか。

それで、このことは私は一番よく知っております。しかし、やっていただかなければ、先輩議員が質問されたように財源がない。今後平成22年、平成24年の間に合併の話が出るのではないかというような、私は合併反対ですから、町長には三度の飯を四度食ってでもこの問題についてはやっていたかなければいけないという間隔で常におります。これについては、町職員、農林商工課においてもどのようなことをやられているか本来は聞きたかったのですが、もう時間もあと7分しかありませんので、それでこれについてはまた機会に今度は切っ先鋭くかかっていきたいと思っております。

それで、今度は時間ありませんけれども、資源ごみ対策について、これ一部はちょっとお

答えただけでない。ごみ収集に関する備品管理状況はどのようになっているのかということをお尋ねします。これはコンテナについてなのです。それで下の町で収集している資源ごみの取り扱いは、これはひょっとして答弁いただけないかもしれませんから一応出しておきますけども、お願いします。

議長（橋本憲治君） 川村議員。通告書に載っているものは同じく質問してください。

9番（川村 進君） 2番の町で収集している資源ごみの取り扱いはどのようになっているか、この2点お伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、資源ごみの対策について、特にコンテナ等の管理状況がどうなっているかというご質問でございます。さらには、2点目には、資源ごみの取り扱いをどうしているのかということでございます。

ごみ収集に関する備品管理状況は、特にコンテナということでございますので、資源ごみの収集に使用しているスチールコンテナの管理状況についてお話をさせていただきます。

町は、平成11年8月からの資源ごみの分別収集の開始に伴い、回収物の一時保管用及び留辺薬町リサイクルセンター等への搬入用の器財として購入してございます。

コンテナの購入につきましては、平成11年7月29日に30基を購入し、以後、3回に分けて購入し、現在は120基のコンテナを保有してございます。このことは、リサイクルセンター及び再生利用業者などの受け入れ体制の変更によって不足分を購入したものでございますけれども、また、コンテナの状態の確認につきましては、本年の5月下旬に確認をいたしまして錆びや曲がったものはありましたけれども、全数量120個使用可能であるということ有効に使われているということをご報告申し上げます。

2点目の町で収集している資源ごみの取り扱いはどうなっているのかということでございますけれども、現在、町内の委託業者により町指定車両の2台を指定して、資源ごみの収集を行っております。

収集した資源ごみにつきましては、その全量を駒里にあります旧廃棄物処理場におきまして、町から貸与しておりますスチールコンテナに分別をして、留辺薬町リサイクルセンターと再生利用業者に売り払い処分を行っております。

なお、平成18年度の資源ごみの売り払いは、リサイクルセンター分が平成18年度で23万9,792円、再生利用業者分が31万1,335円で、合計で平成18年度では55万1,127円となっていることでございます。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 何か、数が合いません。私が町民課長とお話しましたときに、ごみの収集に関するコンテナは200基つくられているというお話でした。

それから、焼却のときに使われていたコンテナ1基3万5,000円の玉ねぎ用のコンテナが約20基あったというふうになんて言われて、これは焼却用ですから平成11年以前ですから数ははっきりしておりませんが、私はこのごみ収集に関しては、末広町内において資源ごみと言うか、廃材とかいろいろ出しまして、それを売却して子ども会とかいろいろなところの資金にするというときに協力していろいろやりました。そのときに末広町内187個が1年間にやった平成18年度のその回収金額は2万9,501円だったのです。

それでえらい安いもので質問しましていろいろやりまして、そのときに目方を測っていないというようないろいろなことが出ました。これはみんな聞きまして、そして、これについてはどうも不明瞭だなという感じをして今回の質問なのですが、もう時間がありません。それでまた12月にこの続きをやらせていただきますけれども、やはりごみ収集に関してということよりも、資源に関してはその方がスクラップを買い集めて商売をやっている方であれば、当然いろいろ混じったりいろいろして不明瞭な点が出てくるのではないだろうか。これは老婆心で言うわけですが、そして、私は中山課長以前に一緒に末広まで行きまして、その業者のところに行きましてそれは汚い。雨上がりだったものだからドボドボのところでは何がどんなになっているかわからないようなことでした。これでは僕はいけないと思います。資源ですから、当然お金をもらいます。このお金が結局燃やすごみと埋めるごみにかかる費用の一部を負担するわけです。であれば、きちっと明瞭にやってもらわなければいけないと思います。そして、今回課長の説明は200基ほどと言ったのと、町長から、これはあとで数字が訂正されたのかどうかわかりませんが、120個ではなく200基でした。そうすると80基どこかへ行ったのか、それとも数の集計が間違ったのか、私これ現場行って見ました。現場行って留辺薬も行きましたし、埋めるごみのところも行きました。これは大変な作業をやってられるということはわかります。ですから、あまりやらしいことは言いたくはありませんけれども、とにかくきちっと財産ですから、50何万円を作り出す1基に2万円のものや毎年のように使われて、400万円も500万円も無駄なお金が使われるというようなことがあってはいけないと思います。よろしく管理のほどをお願いしたいと思います。

それでは、もう時間がありません。町長、申し訳ないですが、これについては12月にまたいろいろ調べてあれさせていただきます。

わかりました。終わります。

議長（橋本憲治君） 川村議員。議会においては、常に冷静に発言をお願いしたいと思います。あわせまして、質問したら答弁をもらうような努力もお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、9番、川村進君の質問が終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

一般質問を継続いたします。

次は10番、小林一甫君の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は1点について、お伺いしたいと思います。

町が保有する未使用地活用の考え方についてであります。

町の中期財政推計を見ても、非常に厳しい内容であります。私も先日財政推計をいただいておりますけれども、非常に見通しが暗いというところでもあります。

今後5年間は基金の取り崩しにより、財政運営は可能であるとのことでありますが、地方交付税が年々減額される中、福祉に関わる支出はますます多くなり、財源の確保をどうするのか心配するところでもあります。そうした中で、少額でも財源に繰り入れるものがあれば、なりふりをかまわない取り組みも必要であると考えます。

そこで今、町が保有している財産の中で処分が可能なものがあれば、特に未使用地の考え方についてお伺いをいたしたい。

さらにまた、厳しい財政から未使用地を処分し、財源に繰り入れる考えはあるのかお伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「町が保有している財産の中で未使用地の考えと、その処分について」のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

近年の普通財産の売払いにつきましては、平成15年度に東町28番地3の雑種地220㎡、元町4番地の雑種地13㎡、大町4番地の雑種地163㎡、東幸町189番地の畑1万6,595㎡、4件の売払いを行っております。

また、平成16年度に東町28番地4の雑種地544㎡、1件の売払いを行っておりますので、現時点での普通財産の売払いが可能なものはないというふうに考えてございます。

議員ご指摘のとおり、町の財政は非常に厳しい状況にありますので、町の未使用地の内、将来的に利用計画のないものにつきましては、積極的に売払いを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、町長から答弁がございました。

今までに平成15年から5件の売払いをしたということでもありますけれども、後ほどでもよろしいですから金額がわかればお伺いをいたしたい。

それと、現在は売払いできるものはないということでもありますけれども、私が若干いろんな資料を集めたものの中から何点かお伺いをしたい部分がございますので、お願いをいたしたいと思います。

まず、1つと言いますか、ここはメインになるのですがけれども、西富の水源地、堤防沿いの水源地がありますけれども、現在使っていないということでもあります。あそこに町の保有地がありますけれども、現在と言いますか、元は今の水源地の北側に堤防がございまして、農家の方がそこを平らにして現在畑にして使用しておりますけれども、そういうところの売却も今後考えていけないのかなというようなことでもありますけれども、使っている方については「もしも町が売ってもらえるのであれば購入したい」というようなことも言われておりますので、その辺はどういう考えをいただけるのかお伺いをしたいと思いません。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 現在、町が使用する未使用地の処分の関係で、西富の水源地で管理している土地の関係でご質問がございました。これにつきましては、水道事業が西富水源地敷地として管理しているものでございます。土地につきましては、町の普通財産ではありません。町の水道事業として管理している土地でございます。現在この土地につ

きましては、議員がご指摘のとおり、現在畑として利用しているところもございます。これについての払下げの検討につきましては、ちょっとしたことはございませんが、面積的に全体で9,076㎡でございます。この中で、畑としての利用をしているところもございますので、この払下げにつきましては前向きに検討したいというふうを考えております。

それともう1点、平成15年度、平成16年度に売払いを行いました土地の価格でございます。まず、平成15年度に売払いを行いました東町の28番地の3、これにつきましては、239万8,000円でございます。それと同じ平成15年度、元町の4番地、これは13㎡でございますけども、13万7,800円。同じく平成15年度に売払いを行いました大町の4番地、163㎡で156万4,800円でございます。それと同じ平成15年度、東幸町の畑1万6,595㎡、これにつきましては82万9,750円でございます。それと平成16年度、東町の28番地4、これにつきましては544㎡で442万8,000円となっております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、今まで売却した金額が示されましたけども、非常に大きな金額であると思います。

農地がそのまま適用されるということでもないと思いますけれども、やはり地先の方が購入を希望している部分がございますので、課長もこれから検討する余地があるということとありますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それと、今部落にも何か所か学校の跡地が未使用地として残っておりますけれども、それらの処分については地元で管理も全部含めて任せているのか、また、新たに地元の方に買っていただけるのか、そのそういう考え方があるのかどうかお伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） ただいまのご質問の旧学校跡地のグラウンドのことなのかなというふうに思っております。

町民課のほうで、地域集会所ということで地域のほうに運営のほうを委託しているところではありますけれども、一部例えば中ノ沢、北訓等につきましては、年に数回程度グラウンドを使った行事等も催しているところでございまして、今後について、また検討をしなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） わかりました。

ちょっと教えていただきたいのですが、私も先日、中期財政推計の資料をいただきました。平成24年度までは何とか持ちこたえるというようなことでありますけれども、ここ3年間の平均値を出して町税の区分を計上しておりますけれども、これもここ3年ぐらいは農作物も非常に安定して高値で販売されておまして、それが町税に反映しているというようなことを思っております。

さらにこれは万が一、今年も異常気象でかなり降雹によって玉ねぎも被害を受けて、かなりの減収をされているというようなこと。

それから、普通交付税が年々2%ずつ減少すると仮定して計上しておりますけれども、この数字が仮に4%、5%になるそういうような考え方はしたことがないのか、お伺いを

いたしたいと思えますけれども答弁いただけますか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 町有財産の土地の管理の関連でご質問をいただきました。

財政推計条件、いろんな要素ございます。そして、これは経験則で例えば交付税の起債の償還とかに関係ない部分については年2%の減というようなことで、私どものほうで勝手に判断させていただいて推計させていただいていると。これが4%減になれば、6%減になればということになれば、さらにこの推計上はさらに厳しいものになっていくということは明らかなのですけれども、あくまでもこの仮定した条件だということでご理解をいただきたいと思えます。

実際に今の国の状況を見ていますと、正直申しまして来年の交付税のことも全くわからないというのが現状でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

そして、同じように町税につきましても、いろんな考え方があってしょうけども、このところ農家については豊作が続いていたということで、場合によってはそろそろ下がる要素というものの可能性としてはないわけではありませんけれども、これも一定のこういう条件下で推計させていただいたのだということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） わかりました。

それでは最後になりますけれども、中期財政推計が非常に厳しい中でも、これだけはやっていきたい、またこれだけはやりたいと、そういう町長が考えているものがあれば、最後にお伺いをして質問を終えさせていただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まだ、平成20年度のヒアリング等をこれから始めるところでございますので、何度か申し上げましたように、いずれにしても私の任期中については、町の将来構想と言うか、将来自立してやっていけるのか。合併等あるいは広域連合との選択を明確に町民の皆様ともにさせていただくという意味でのその見通しの議論を町民と共に議論をさせていただきたいというのが、私どもの1つの大事な項目の1つでございますから、次年度以降につきましては、先ほどの財政推計も含めて私は投資的な経費はいかにあるべきかということも含めた検討と学習議論を、これからしていかなければならないというのは大きな柱だと思っております。

しかし、とは言いましても、すべての住民が安心して住み続けるまちづくりというのは一体どうあるべきなのかということを含めていきますと、可能な限り高齢者福祉と、そしてまた子育て支援センター、さらにまた消防庁舎をいかにあるべきかということも含めて、平成20年度は考えていかなければならない。

さらに申しますと、パワーアップ事業を含めて、農村の基盤整備事業につきましては平成22年度で一応打ち切られるということでございますから、それに代わるものとして、私は農業の基盤整備の投資をどのようにしていくかということも、また一方では提案していかなければならない。これは来年度というよりは、来年度を含めた私たちの農業の未来に係わる問題でございますので、そこのところもまた皆様さんにご検討をさせていただきながら、あらためてご提案させていただくこととさせていただきますのでご理解を賜りたいと思えます。

先ほど、財政推計のところでは企画財政課長のほうから答弁をさせていただきました。

町税につきましては、農業情勢の変化等もございますけれども、一方では税の税源移譲の関係もありますから金額はちょっと今ここで資料持ってきていませんけれども、幾分、数年前とは変わってきている状況もありますのでご理解をいただきたいと思います。

いずれにしましても、あらためてまた本会議ではなくて、また議員協議会等でこうした財政の問題を含めて、お話し合いをさせていただきたいと思っておりますのでお力添えを賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま町長のほうから、これからの取り組みにつきまして何点かお話がありました。それに期待して、今回、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（橋本憲治君） 10番、小林一甫君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からでございます。

ご苦労様でございました。

散会 午後 3時30分